

2026年2月6日

羽後信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

羽後信用金庫（理事長 伊藤 正人）は、2021年6月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とし、下記のとおり対応させていただきますのでお知らせいたします。

手形・小切手の全面的な電子化にあたっては、「法人インターネットバンキング」や「電子記録債権（でんさい）」など代替手段への移行準備が必要となりますので、どうぞお気軽にお取引店までご相談ください。

当金庫は、今後もお客さまにご満足いただけるようサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容及び期日

（1）当座勘定払戻帳制定

①制定期日（発行開始日）

2026年4月1日（水）

②実施内容

手形・小切手帳の発行停止に向け、小切手に代わる当座預金の払戻手段として「当座勘定払戻帳」を制定いたします。

（2）手形・小切手帳の発行受付を終了

①終了期日

2026年6月30日（火）

②実施内容

手形・小切手帳の発行受付を終了いたします。

※保有されている手形・小切手は、同日以降も引き続きご利用いただけます。

（3）手形・小切手の最終振出期限日を設定

①最終振出期限日

2026年11月30日（月）

②実施内容

当座預金からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を2026年11月30日とします。

2026年12月1日（火）以降に振り出された手形・小切手では、当座預金からのお支払いができません。



(4) 手形・小切手の入金・取立受付を終了

①受付終了日

令和9年3月31日（水）

②実施内容

手形・小切手の各種預金口座への入金及び代金取立の受付を終了いたします。

※令和9年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立は、令和6年9月30日をもって終了しております。

2. 代替サービスについて

手形・小切手の代替手段として、「法人インターネットバンキング」や「電子記録債権（でんさい）」のご利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

以上